

令和5年4月 河北町農業委員会総会（第4回）

令和5年4月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

|      |        |    |      |        |    |      |       |    |
|------|--------|----|------|--------|----|------|-------|----|
| 1 番  | 岡崎 学   | 委員 | 2 番  | 布川 峯夫  | 委員 | 3 番  | 押野 利浩 | 委員 |
| 4 番  | 関 紀子   | 委員 | 5 番  | 奥山 ちか子 | 委員 | 6 番  | 木嶋 啓治 | 委員 |
| 7 番  | 堀 和彦   | 委員 | 8 番  | 安部 敏明  | 委員 | 9 番  | 高橋 清  | 委員 |
| 10 番 | 逸見 三和子 | 委員 | 11 番 | 奥山 喜幸  | 委員 | 12 番 | 後藤 慶治 | 委員 |

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年4月25日（火曜日）午後1時57分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

それでは只今から農業委員会総会を開会いたします。はじめに、後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

はい皆様、本格的に春作業忙しくなってきました。

ただ、さくらんぼの方、どうなるか、まだまだ未知数な点があります。まだまだ管理気をつけなければならないかと思います。

田んぼの方も、本格的に田植えに向けて準備が始まると思います。

事故など起こさないように、とにかく気をつけて、皆さん方も忙しい中ですので、事故など起こさないで、とにかく安全な作業に心がけていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○ 宇野事務局長

それでは、その前に大変申し訳ございません。私 2 時半から別途会議が入っておりまして中座させていただくこと、ご了承願います。

次第含めまして、日程第 1 より、会長の方に進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。9 番 高橋委員、10 番 逸見委員、お願いします。

それでは日程第 2 議案の審議に入ります。報第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ということで事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の 1 ページをお開きください。報第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、になります。ここで資料の訂正をお願いします。届出人の欄に住所しか記載がありませんが、「●●●●」と氏名を記入をお願いします。

はじめに、申請番号 13 番 所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、畑、ほか 10 筆で計 17, 275 m<sup>2</sup>です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料 2 ページ、申請番号 14 番 所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、田、ほか 7 筆で計 7, 484 m<sup>2</sup>です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号 15 番 所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか 7 筆で計 5, 315 m<sup>2</sup>です。所有者の ●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、

子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

次に、資料3ページ、申請番号16番 所在地 大字溝延字サビ●●●●、畑、ほか5筆で計4,790㎡です。所有者の●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、その後、子の●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、兄の●●●●さんが相続したものです。取得後も田は●●●●さんに耕作してもらうとのことですが、畑について荒れているようなので管理が必要なことを説明しております。

次に、申請番号17番 所在地 大字溝延字柏川尻（カシワカワジリ）●●●●、畑、ほか2筆で計635㎡です。所有者の●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。現在は耕作されておらず、管理するよう伝えましたが、足が悪くて出来ないとのことでした。

以上5件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい。ありがとうございました。皆さんの方から何か疑問点ありましたらお願いいたします。なければこのまま進めさせていただきたいと思います。

それでは次、進めさせていただきます。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明よろしくお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページになります。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号67番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか1筆で計1,906㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

申請番号68番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、3,036㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号69番及び70番、所在地 大字吉田字吉田（ヨシダ）●●●●、畑、ほか2筆で計1,578㎡です。渡し人の、●●●●法定相続人●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためです。

次に、申請番号71番及び72番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計5,764㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第14号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、資料6ページ、申請番号73番及び74番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、2,083㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第14号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためです。

次に、申請番号75番、所在地 谷地字荒町東（アラマチヒガシ）●●●●、畑、ほか1筆で計1,053㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

以上9件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。皆さんからご質問なりご意見なりございませんでしょうか。無ければこのまま進めたいと思います。次に進めさせていただきます。

議第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページをご覧ください。議第12号 農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号37番、賃借権の設定です。所在地 西里字両所（リョウショ）●●●●、樹園地、2,900㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号38番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、畑、814㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

次に申請番号39番、所有権の移転です。所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、田、3, 896㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号40番、賃借権の設定です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、畑、1, 658㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に資料8ページ、申請番号41番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか1筆計1, 906㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号42番ですが、資料の訂正をお願いします。申請事由の欄の期間が、令和5年から令和15年となっておりますが、令和5年から令和10年の5年間に訂正をお願いします。

所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計7, 559㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

以上6件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。現地調査、報告をお願いします。

○ 岡崎委員

申請番号37番ですけれども、●●●●さんは、先月の西里の担い手として期待されました●●●●さんの奥さんに当たる方で、畑を借りるのに奥さんの名前も必要だったっていうことでした。さくらんぼの木1本だけ残して後は伐採されてるんですけど、すもも植えて、すもも部会に入ってやっていきたいということでした。

○ 議長（会長）

はいありがとうございます。それでは、38番。

○ 押野委員

はい。溝延字不動木の農地について確認したところ、さくらんぼの雨避けハウスで、●●●●さんて方は、就農3年目で意欲的な若い方ですので、問題ないかなと思いますけども。ちょっと賃借料がちょっと高いかなと思ったんだけど、雨避けハウス整備なってますんで問題ないかなと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様です。39番。

○ 木嶋委員

谷地字沢畑なんですけども。受け人の●●●●さんが自分ちの方ですももとさくらんぼ頑張ってるということでした。現地確認したところ、草刈りになって、何か植える準備はなっただと思いますので問題ございません。

40番もよろしいでしょうか。

○ 議長（会長）

はい。あれでしたら、お願いします。

○ 木嶋委員

はい、40番も行きますけど山王です。受け人の●●●●さん、新規就農みたいで、ということで頑張ってるそうなんですけども、賃借料3,000円なんですけども。2、3年前まで果樹だかあったのを倒して、荒地地みたいになっただのを去年あたりから草刈りとか手入れしているようです。大丈夫だと思います。

続きまして、41番42番なんですけども。現地は、ほぼ綺麗になってます。受け人の●●●●さんと●●●●さん頑張ってるので問題ございません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんの方からご質問ご意見ありましたら。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

賃借料の件なんですけども。その場その場その状況によっていろいろありますけども。多分41番42番10アール10,000円とありますけども。これ今までの単価での設定だと思うんですけども。今年また標準小作料が見直されて下がるという話を聞いてますけど。これから許可なった場合、今年の年貢で記載なるんですよ。

○ 事務局（奥山）

はい、これについてはですね、相対での契約になるのでこのままです。

○ 議長（会長）

多分これ一般の人に紙として配布するのが多分早くて5月、遅ければさくらんぼ終わったあたり、だと思います。それに予定では田んぼの場合A地区が8,500円の予定なのかな。契約書の時点で、前の金額っていうものが。だから3年毎の見直しで、3年間、とりあえずこのままでいくのが普通なのかな。まあお互い相対ですので今年の秋から8,500円にしますって納得すれば、それはそれで大丈夫かと思いますけども。一応皆

さんに借り手貸し手の方に周知なるのが早くて、5月。遅ければ6月。

○ 高橋委員

まああの、この際。年貢が見直しまった場合に自動的に訂正されるという、条件が入ってるんですよ。入ってないか。その辺確認してないと。

○ 事務局（奥山）

中間管理とかなら別なんですけど。これはもう相対で話し合っただけで決めた額なので、変えるにはやっぱりお互いの合意が必要になると思います。ま、わかってないのかもしれませんが。話し合いした時には。

○ 宇野事務局長

話し合いした時も、賃借料の調整した時も、それは目安です。その上がったも下がったもそれはお互いの話し合いということで、目安ということでの通知はさせていただいてるところでございます。

○ 議長（会長）

はい、ほかにございませんか。堀委員。

○ 堀委員

39番の高齢化による経営縮小ということですので、これからまた誰かに貸すとか売るとかって可能性が大きいということなのではないでしょうか。高齢で、90歳にもなるので。

○ 議長（会長）

どうでしょう。

○ 事務局（奥山）

今のところ、他の所もってという話は、出ないかとは思いますが。理由を聞いたらそうなので、だんだん出てくるのかな、とは思っています。

○ 議長（会長）

はい、他に。無ければ次に進めさせてください。議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、資料の9ページをご覧ください。議第13号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

申請番号4番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字所岡（トコロオカ）●●●●、

田、287㎡1筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、子どもが大きくなり現在住んでいるアパートが手狭になったため、実家に近い母所有の申請地を使用貸借して、住宅の新築を計画するものです。

資料の24ページに案内図があります。スーパーベルの南東になります。次のページに字切図があります。斜線部分で●●●●の田を分筆したものです。次の26ページが土地利用の計画図となっております。27ページ28ページが建物の計画図です。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

次に資料の9ページに戻っていただきまして、申請番号5番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）●●●●、畑、ほか1筆で計1,053㎡です。渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、町の中心地に近く、住環境の良い申請地に賃貸アパートを建設する計画です。

資料の29ページに案内図があります。谷地南部小学校の南側道路に面しております。30ページに字切図があります。南側の●●●●が畑で、後は宅地に囲まれています。31ページが土地利用の計画図で、32ページ、33ページが建物計画図です。

こちらも申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。これも現地調査報告をお願いします。

○ 奥山（ち）委員

はい。両方とも4番も、5番も都市計画終わった所で、何ら問題ないかと思います。それで、4番の方は、農地の一部を宅地にして、それでそこに、おうちを建てるということで、残りのものは農地のままになるそうです。

それから5番はちょうど南部小学校の、南側の大きい道路に面している住宅地の中で、問題はないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご意見ございませんか。無ければ、このように許可したいと思います。それでは次に進めさせてください。議第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について



○ 事務局（奥山）

はい、資料の１０ページをお開きください。議第１４号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料１１ページが総括表ですが、数値に誤りがありましたので、すみませんが本日お配りしたものに差替をお願いしたいと思います。

所有権移転が２件と、貸借権設定が５５件、使用貸借権設定が４件になります。

では、資料の１２ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号２１９番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか３筆で計  
７，７３８㎡です。渡し人が、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は１０ａ当３００，０００円と２００，０００円で、総額１，７５０，４００円です。

次に、申請番号２２０番、所在地 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、  
２，０８３㎡１筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は  
１０ａ当４００，０００円で、総額８３３，２００円です。

次に、資料１３ページ、貸借権の設定です。

申請番号２２１番及び２２３番につきましては、一覧のと通りの契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

申請番号２２２番は畑ですが、渡し人の●●●●さんが耕作出来なくなったため、●●●●さんをお願いしたものだそうです。

次に、資料の１４ページから２３ページにつきましては、中間管理事業による貸借権の設定です。いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

それから、１点資料の訂正をお願いしたい所がございまして。資料の１５ページ、一番下の２４９・２６３番西里字天満●●●●現況地目が樹園地となっておりますが、樹は切り倒して畑状態になっている所で、田と直していただきたいと思います。合計して田  
２，２５８㎡ということになります。

以上６１件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。これは地域の調整会議等で皆さんの中で協議した案件になりますので、このまま進めさせていただきたいと思います。

これで議案の方を終了します。

午後 2 時 2 4 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 4 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---